



現場監理の達人 集合住宅編

第18回 木工事

工事監理ガイドライン・工事監理チェックリスト



ここでの監理者の心構え

マ ンションの木工事は、昔は大工が壁、床、天井などの主な内装工事をしてきた時もありましたが、今ではほとんどなくなりました。壁や天井はLGS（軽量鉄骨）に、床は二重床工法やセルフレベリング（セメント系の材料を使った工法）などに置き換えられました。

木工事は窓枠、扉枠、カーテンボックス、上がり框、クロゼットや既製の家具の取付け、手すりや器具類の下地取付けなどがあります。窓枠や扉枠などは木材を加工して取付けるよりも、既製品を使うことが多くなりました。

マンションの場合は同じような仕様で多くの部屋を造っていきますので、監理者は早い段階で部屋の仕様が設計図書に合致していることを確認します。仕上工事になって問題が生じないように、木工事で仕様・精度や下地補強などを確認します。

| | | |
|-----|-------|-----------|
| 工事名 | 工期 | 年 月 日 () |
| | 監理責任者 | |

■ 工事監理ガイドライン「12. 木工事」〈確認項目及び確認方法の例示〉

| 工事内容 | | 工事監理者の確認内容 | |
|---------|--------|---|---|
| 工事の種類 | 項目 | 確認項目 | 具体的な確認方法 |
| 12. 木工事 | 7.1 材料 | ・ 木材（規格・樹種・形状・寸法・含水率） ・ 金物（形状・寸法・防錆処理） | ・ 目視に係る立会い確認 ・ 計測に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 |
| | 7.2 施工 | ・ 表面仕上げ ・ 防腐、防錆、防虫、防蟻処理（塗布量） | ・ 目視に係る立会い確認 ・ 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 |

■ 工事監理チェックリスト「12. 木工事」 〈公共建築工事標準仕様書（建築工事編）を参考に作成〉

| 工事内容 | | 工事監理者の確認内容 | |
|---------|---------------|---|--|
| 工事の種類 | 項目 | 確認項目 | 具体的な確認方法 |
| 1. 一般事項 | 12.1.1 一般事項 | ・ 木工事に用いる材料 ・ 造作材の形状、寸法、位置、仕上がり ・ 下地材の固定方法 ・ 床鳴り | <input type="checkbox"/> 木工事に用いる材料が設計図書通りであることの確認 <input type="checkbox"/> 造作材の形状、寸法、位置、仕上がりは、設計図書通りであることの確認 <input type="checkbox"/> 下地材が設計図書通りに固定されていることの確認 <input type="checkbox"/> 床にあっては、床鳴りが無いことの確認 |
| | 12.1.2 施工計画書等 | ・ 施工計画書 ・ 施工図（造作図） | <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容が設計図書と整合していることの確認 <input type="checkbox"/> 施工図（造作図等）が設計図書と整合していることの確認 |
| 2. 材料 | 12.2 材料 | ・ 木材の規格・樹種・形状・寸法など ・ 木材の含水率 ・ 金物類 | <input type="checkbox"/> 木材の規格・樹種・形状・寸法などが、設計図書通りであることの確認 <input type="checkbox"/> 木材の含水率が設計図書の基準を満たしていることの確認 <input type="checkbox"/> 金物類の種類・寸法・位置などが、設計図書通りであることの確認 <input type="checkbox"/> 木材が適切に保管管理されていることの確認 <input type="checkbox"/> 造作用集材材については、ホルムアルデヒド放散量等が、設計図書の仕様を満たしていることの確認 |
| 3. 施工 | 7.3.1 施工 | ・ 工法 ・ 仕上げ | <input type="checkbox"/> 木工事の施工は、設計図書の仕様を満たしていることの確認 <input type="checkbox"/> 木工事の仕上げの状態が、設計図書の仕様を満たしていることの確認 |
| | | 防腐、防蟻、防虫処理 | <input type="checkbox"/> 設計図書に定められた防腐、防蟻、防虫処理が実施されていることの確認 <input type="checkbox"/> 使用した薬剤、使用量等の確認 |
| | 7.3.2 養生 | ・ 造作材、仕上げ材の養生 | <input type="checkbox"/> 造作材、仕上げ材が汚損等が生じないように適切な方法で養生されていることの確認 |